

## 随意契約理由書

本工事は、泉佐野市大木にある農業用井堰の操作ユニットの更新工事を実施するものである。

本ユニットは、現状としてエンジンの不具合が頻繁に発生しており、機能停止のおそれがあり、年度内に更新工事を完了させる必要がある。万一、機能停止した場合、農業用水の送水に支障をきたすなど、当該地区の農業者の営農に深刻な影響を与えるため、水利関係者から早期対応を強く求められている。

本工事においては、設備補修に対し、一般競争入札として8月26日に入札を行ったところ、予定価格の制限の範囲内の価格で応札する入札者はなかったため、8月31日に2回目の入札を行ったが、1回目と同じ結果であった。

また、ユニット製作期間を含め、当初の工期を令和5年2月末としており、再度公告入札を行った場合、契約手続期間に約40日間を要するため、年度内の工事完了が困難となる。

このため、再度の一般競争入札を行わず、すみやかに工事着手できるよう、令第167条の2第1項第8号による随意契約により契約締結を行いたい。